

広島県告示第四百四十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定によって、道路の区域を次のとおり変更する。

その関係図面は、土木局土木整備部土木整備管理課及び広島県東広島地域事務所建設局において、平成二十年五月七日までの間、縦覧に供する。

平成二十年四月二十一日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 道路の種類

県道

二 路線名

東広島本郷忠海線

三 道路の区域

区 間	新旧の別		敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備 考
	新	旧			
東広島市高屋町郷六四〇番二二地先から 東広島市高屋町郷一二一九番一地先まで			一一・四〇 一五・〇〇	二六三・〇〇	
			一五・六〇 一九・三〇	二六三・〇〇	拡幅